

議員提出議案第2号

大和市議会委員会条例の一部を改正する条例について

大和市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月24日提出

提出者	大和市議会議員	堀合研二郎
賛成者	同	井上貢
	同	吉澤弘
	同	木村賢一
	同	高久良美
	同	布瀬恵
	同	大波修二
	同	星野翔

大和市議会議長 殿

提案理由

この条例を提出したのは、常任委員会の名称及び所管事項の改正を行いたい必要による。

提案理由

この条例を提出したのは、常任委員会の名称及び所管事項の改正を行いたい必要による。

大和市議会委員会条例の一部を改正する条例

大和市議会委員会条例(昭和37年大和市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表総務常任委員会の項中「政策部」を「未来政策部」に改め、同表厚生常任委員会の項中「健康福祉部」を「あんしん福祉部」に、「こども部」を「健幸・スポーツ部」に改め、第4項を削り、同表文教市民経済常任委員会の項中「文教市民経済常任委員会」を「こども教育常任委員会」に、「市民経済部」を「こども部」に改め、同項中第2項を削り、第3項を第2項とし、同表環境建設常任委員会の項中「環境建設常任委員会」を

「1 環境施設農政部の所管に属する事項
「環境経済常任委員会」に、 2 街づくり施設部の所管に属する事項 を
3 農業委員会の所管に属する事項 」

「1 市民経済・にぎわい創出部の所管に属する事項
2 環境共生部の所管に属する事項 に改める。
3 まちづくり部の所管に属する事項
4 農業委員会の所管に属する事項 」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の大和市議会委員会条例(以下「旧条例」という。)別表に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長(以下「委員等」という。)であった者は、この条例による改正後の大和市議会委員会条例別表に掲げる常任委員会のうち、旧条例における常任委員会に相当する常任委員会の委員等に選任されたものとみなし、その任期は、それぞれ、旧条例の規定による常任委員会の委員の残任期間とする。